# 〇 鹿児島県選挙管理委員会規程(案)

昭和33年4月25日

選挙管理委員会規則第1号

#### 第1章 組織

(委員長の選挙)

- 第1条 鹿児島県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)の委員長の選挙は無記名投票でこれを行い、最多数を得た者を当選人とする。得票同数の者が2人以上あるときは、くじで当選人を定める。
- 2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。
- 3 指名推せんの方法を用いる場合においては委員の全員の同意があつた者をもつて当選 人とする。
- 4 委員長が選挙されたときは、委員会はその住所及び氏名を告示しなければならない。
- 5 第1項の規定による選挙及び第2項の規定による指名推せんを行う場合において委員 長の職務を行う者がないときは、年長の委員が臨時にその選挙に関する事務を行う。
- 6 委員長が退職し、又は欠けたときは、退職し又は欠けた日から10日以内に委員長の選挙 を行わなければならない。

(委員長の任期)

第2条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員の異動)

**第3条** 委員が就任したとき、又は委員が退職したとき、若しくは委員の欠員を補充したとき、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(所属政党の届出)

第4条 委員又は補充員は、その所属する政党その他の団体の名称を委員会に届け出なければならない。委員又は補充員がその所属する政党その他の団体を変更し、又は政党その他の団体に新たに所属し若しくは所属しなくなつた場合も、また同様とする。

# 第2章 会議

(委員会の招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が委員に対する告知により招集する。ただし、委員長及び職務代理者がともに互選されていないときは、前委員長が、委員長及び職務代理者がともに事故があるときは、書記長が、招集する。

- 2 前項の告知は、委員会招集の日時、場所及び議題を示した文書をもつてする。
- 3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第188条の規定により委員から委員会の招集の請求があるときは、会議の日時及び付議すべき議題を示した文書をもつてしなければならない。
- 4 委員会に出席することのできない委員は、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

(会議録の調製)

- 第6条 委員長は、書記をして会議録を調製し、出席委員の氏名及び会議の次第その他必要な事項を記載させなければならない。
- 2 出席委員は前項の会議録を点検し、末尾に署名しなければならない。

第3章 委員長の職務権限

(委員長の職務権限)

- 第7条 委員長は、法令に定のあるもののほか、おおむね次に掲げる事務を担任する。
  - (1) 委員会に議案を提出すること。
  - (2) 委員会の議決の執行に関すること。
  - (3) 公印及び書類の保存に関すること。
  - (4) その他委員会の庶務に関する事項

(委員長の専決事項)

**第8条** 委員会の権限に属する事件でその議決により指定したものは、委員長において専決することができる。

第4章 書記の執務

(事務局)

- 第9条 委員会に事務局を置き、事務局に次の職を置く。
  - (1) 書記長
  - (2) 参事
  - (3) 次長
  - (4) 地区書記長
  - (5) 主幹
  - (6) 主任書記
  - (7) 書記
- 2 書記長は、委員長の命を受け、所属職員を指揮して委員会に関する事務を掌理する。
- 3 参事は、書記長の特命に関する事務を掌理する。

- 4 次長は、書記長を補佐し、事務を整理する。
- 5 地区書記長は、委員長及び書記長の命を受け所属職員を指揮し、委員会に関する庶務を 掌理する。
- 6 主幹は上司の命を受け、担任事務を掌理する。
- 7 主任書記は、上司の命を受け、選挙に関する事務を処理する。
- 8 書記は、上司の命を受け、委員会に関する庶務に従事する。
- 9 書記長は市町村課長を,次長は市町村課長補佐を,地区書記長は大島支庁総務企画部総務企画課長をもつて充て,書記は鹿児島県職員定数条例(昭和24年鹿児島県条例第45号の2)第2条第3号に定める職員のほか,市町村課に勤務する職員並びに各地域振興局,大島支庁及び熊毛支庁の総務企画部総務企画課に勤務する職員のうちから充てるものとする。

(代決)

- 第10条 書記長が不在のときは、次長がその事務を代決し、書記長及び次長がともに不在のときは、あらかじめ委員長の承認を受けて書記長が指定する者がその事務を代決する。 (書記長の専決)
- 第11条 起案文書はすべて書記長を経て委員長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易な事件であつて委員長が指定したものについては、書記長又は地区書記長がこれを専決することができる。

(文書の閲覧)

第12条 文書類を他に示し又は謄本を与える場合には、書記長又は地区書記長の承認を得なければならない。

(書記に関するその他必要な事項)

- 第13条 本章に規定するもののほか書記の服務に関しては, 鹿児島県職員服務規程(昭和35年鹿児島県訓令第25号)の例による。
  - 第5章 文書の収受,処理編さん及び保存

(文書の処理)

- 第14条 文書は、あらかじめ委員長の承認を受けたもののほかは、すべてこれを即日処理しなければならない。ただし、特別の理由によつて即日処理できないと認めるときは、委員長又は書記長に報告し、その指揮を受けなければならない。
- 第15条 前条に定めるもののほか委員会の文書の処理に関しては, 鹿児島県公文書管理規程 (令和6年鹿児島県訓令第×号)の例による。

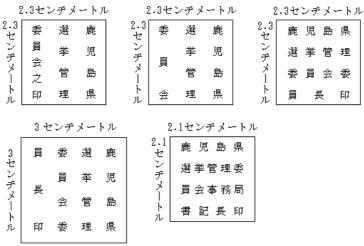
#### 第6章 告示の方法

(告示の方法)

- 第16条 委員会,委員長,委員会で選任する選挙長(県議会議員選挙における選挙長を除く。), 選挙分会長及び審査分会長の行う告示並びに委員会及び委員長の行う公示,公表は県公報 に登載してこれを行う。ただし、特に必要があるときは、県庁の掲示場に掲示してこれを 行うことができる。
- 2 県議会議員選挙における選挙長の行う告示は、その属する選挙長事務所の掲示場に掲示 してこれを行うものとする。

## 第7章 公印

第17条 委員会,委員長及び書記長の公印は,次に掲げるとおりとする。



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鹿児島県選挙管理委員会規程 (昭和23年鹿児島県選挙管理委員会規則第2号) 及び奄美 群島の区域において行われる選挙につき, 鹿児島県選挙管理委員会規程の特例に関する規 則 (昭和30年鹿児島県選挙管理委員会規則第3号) は, 廃止する。
  - 附 則 (昭和35年6月3日選挙管理委員会規則第1号)
  - この規則は,公布の日から施行する。
    - 附 則 (昭和39年8月24日選挙管理委員会規則第1号)
  - この規則は、公布の日から施行し、昭和39年7月1日から適用する。
    - 附 則 (昭和43年9月9日選挙管理委員会規則第3号)
  - この規則は、公布の日から施行する。
    - 附 則(昭和44年9月17日選挙管理委員会規則第2号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年2月24日選挙管理委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月19日選挙管理委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

附 則 (昭和59年5月30日選挙管理委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年5月1日から適用する。

附 則(平成9年5月7日選挙管理委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日選挙管理委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年4月23日選挙管理委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成14年10月25日選挙管理委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日選挙管理委員会規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日選挙管理委員会規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月31日選挙管理委員会規則第5号)

この規則は,公布の日から施行する。